

令和 6 年度第 1 回堺市予防接種協議会 付議案件に係る意見及び事務局の回答

1 带状疱疹予防接種事業について

○意見 1

(橘 克英 委員からの意見)

65 歳を超える者に対する経過措置として 5 歳年齢ごとに対象を位置づけることについて、現在 66 歳の人では、接種年齢が 4 年後になる。带状疱疹ワクチンをできる限り早く接種したい市民も多くいると考えられる。带状疱疹ワクチンの供給量に配慮する必要があるも、带状疱疹ワクチンを早く接種したい市民に対する配慮が必要ではないか。

(事務局の回答)

65 歳を超える方に対する経過措置に加え、経過措置の対象となるまでの期間について本市独自に費用助成を行った場合、接種希望者が集中しワクチンが供給不足となる恐れがあります。特に、乾燥弱毒生水痘ワクチンが供給不足となった場合、小児への水痘の定期接種にも影響を及ぼすこととなります。

また、带状疱疹は人から人への感染を起こしにくく、重症化によって死亡に至ることは比較的稀であること、また有効な治療薬が存在することなど、これまで予防接種法に位置づけられてきた疾病とは特徴が異なります。

これらを踏まえると、国の規定どおり、経過措置として 5 年かけて対象の方に接種していただくことが望ましいと考えます。

○意見 2

(橘 克英 委員からの意見)

予防接種不相当者について、「これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを 1 回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる場合」とあるが、乾燥弱毒生水痘ワクチンの予防効果が 7 年後で 29.2%、8 年後では 31.8%である。過去に乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した場合は接種を認めないのでは問題がある。数年が経過しておれば接種を認めてもよいのではないか。その点の具体的な指針が必要と考える。

(事務局の回答)

予防接種法施行規則第 2 条第 1 項にあるとおり、過去に任意接種として带状疱疹ワクチンを接種したことのある方については、基本的には定期接種の対象とならないものの、前回接種からの期間等を踏まえ「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断された場合には対象者になり得ると考えます。